

一般社団法人漁業経営安定化推進協会 漁業用燃油価格安定対策事業実施要領

	承認	平成22年5月11日
一部改正	承認	平成22年5月31日
一部改正	承認	平成22年9月22日
一部改正	承認	平成23年3月31日
一部改正	承認	平成23年5月31日
一部改正	承認	平成23年11月21日
一部改正	承認	平成24年4月27日
一部改正	承認	平成25年5月23日
一部改正	承認	平成25年7月17日
一部改正	承認	平成26年3月20日
一部改正	承認	平成27年2月13日
一部改正	承認	平成28年3月24日
一部改正	承認	平成29年3月31日
一部改正	承認	平成30年3月29日
一部改正	承認	平成30年6月21日
一部改正	承認	平成31年1月28日
一部改正	承認	令和2年3月31日
一部改正	承認	令和3年5月11日
一部改正	承認	令和3年12月8日
一部改正	承認	令和4年3月30日
一部改正	承認	令和4年5月12日
一部改正	承認	令和5年6月14日
一部改正	承認	令和6年4月11日

第1章 総則

(目的)

第1条 この実施要領は、一般社団法人 漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」という。）が漁業経営セーフティーネット構築事業費補助金交付等要綱（平成22年3月30日付け21水漁第3036号号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づいて行う漁業用燃油価格安定対策事業（以下「本事業」という。）についての基本的事項を定め、もって本事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2章 補填金交付事業

第1節 事業参加契約等

(事業参加契約の締結)

第2条 本法人は、次のいずれかに掲げる者（以下「漁連等」という。）との間に、その申込みに基づき、別紙様式例第1号による本事業の参加契約（以下「事業参加契約」という。）を締結するものとする。

ア 漁業協同組合連合会

- イ 漁業協同組合（都道府県の範囲を区域とする漁業協同組合連合会の会員であるものを除く。）
 - ウ 漁業者を直接、間接の構成員とする全国団体（ア又はイに該当するものを除く。）
 - エ 燃油販売業者を直接又は間接の構成員とする中小企業団体
 - オ アからエに掲げる団体以外の団体
- 2 前項の事業参加契約の期間は、4月1日を起算日とする3年間とする。
 - 3 第1項の事業参加契約は、当該事業参加契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。
 - 4 本法人は、第1項のオに掲げる団体との間に事業参加契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の承認を得るものとする。

（事業参加契約の解約等）

- 第3条 本法人は、本法人と事業参加契約を締結している漁連等（以下「契約漁連等」という。）が次に掲げる場合に該当することとなったときは、アの場合を除き本法人会長の承認を経て、当該契約漁連等との事業参加契約を解約するものとする。
- ア 契約漁連等が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合
 - イ 契約漁連等に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合
 - ウ 契約漁連等が本法人の信用を著しく失墜させる行為をした場合
 - エ 契約漁連等が契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - オ その他契約漁連等の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合
- 2 本法人は、事業参加契約の解約に関して契約漁連等から本法人が別に定めるところにより解約手数料を徴収することができる。

（事務契約の締結）

- 第4条 契約漁連等は、次のいずれかに掲げる者（以下「漁協等」という。）との間に、参加契約の事務を連携して履行するため、別紙様式例第2号による事務契約を締結することができる。
- ア 漁連等の会員である漁業協同組合その他の団体であって漁業者又は燃油販売業者を会員とするもの
 - イ その他の団体
- 2 契約漁連等は、前項のイに掲げる団体との間に事務契約を締結しようとする場合は、水産庁長官の承認を得るものとする。

第2節 積立契約

（積立契約の締結）

- 第5条 本法人は、セーフティネットへの加入を希望する漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「加入希望者」という。）との間に漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約（以下「積立契約」という。）を締結することができる。ただし、本法人と積立契約を締結した加入希望者（以下「加入者」という。）であって、第10条第1項のウの事由により積立契約を解約された加入者にあつては、解約された年度の翌年度は、積立契約を締結することができない。
- 2 積立契約の期間（以下「契約期間」という。）は、4月1日を起算日とする3年間とする。ただし、東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災漁業者に係る積立契約であつて、年度の途中で申込みがあつたもの（被災後初めて契約するものに限る。）の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から翌々年度の末日までとする。
 - 3 積立契約は、当該積立契約の対象期間の開始前に締結しなければならない。
 - 4 加入者は、次に掲げる資源管理等の取組のいずれかを行うものとする。ただし、次に掲げる取組になじまない漁業として水産庁長官が特に認めるもの及び内水面漁業を営む者にあつては、取組への参

加は要しないものとする。

ア 漁業法（昭和24年法律第267号）第124条の規定に基づく資源管理協定（都道府県資源管理方針に基づく漁獲可能量による管理を適正に実施するためにのみ締結されたものを除く。）への参加（ただし、同法第17条の規定に基づき、漁獲割当割合の設定を受けて特定水産資源の採捕を行う者については、資源管理協定に参加しているものとみなす。）

イ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第4条に基づく漁場改善計画への参加

ウ その他これらに準ずる取組

5 加入者は、次に掲げる経営改善の取組を行うものとする。

ア 漁業用燃油の購入予定数量削減目標の設定

加入者は、漁業用燃油の購入予定数量削減目標（以下「削減目標」という。）を定め、別紙様式例第8号による漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書（以下「削減目標届出書」という。）を本法人に提出するものとする。

イ 省エネ計画の策定

加入者は、令和4年度以降、燃油使用量の削減（以下「省エネ」という。）に資する操業方法への転換、省エネに資する機器（エンジン、LED集魚灯等）の導入等の複数の取組を盛り込んだ計画（以下「省エネ計画」という。）を策定し、別紙様式例第10号により本法人に届け出るものとする。

なお、加入者ごとに作成する省エネ計画は、漁協単位等、複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループの名で契約をしているときには、グループ全体で1つの計画に代えることができる。

また、令和5年度以降に契約の満了又は積立契約の解約に伴う再加入する加入者については、省エネ計画の取組内容が同一である場合、改めての届出は要しない。

ウ 本法人は、水産庁長官の承認を得て、有識者3名以上を構成員とする省エネ計画審査委員会を設置する。

エ 省エネ計画審査委員会は、定期的に、加入者の中から一定数を抽出して、省エネ計画を策定した当該加入者が当該計画に従って取り組んでいることを確認するものとする。

オ エの確認の後、本法人は、水産庁長官に対し、その確認の結果を速やかに報告するものとする。

（積立契約の申請）

第6条 加入希望者による積立契約の申請は、別紙様式例第3号による積立契約の内容及び別紙様式例第4号による漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約申込書（以下「積立申込書」という。）を提出して行うこととする。

2 加入希望者は、前項の申請に当たって、削減目標届出書を本法人に提出するものとする。ただし、契約期間の満了又は積立契約の解約に伴う再加入により、新たに積立申込の申請書類を提出する場合には、再加入前の契約期間中に提出した削減目標が適用されるものとし、削減目標届出書の提出は要しない。

3 第1項の申請及び第2項の届出は、契約漁連等（当該契約漁連が事務契約を締結している場合には、その相手方である団体を含む。第28条を除き、以下同じ。）に積立申込書及び削減目標届出書を提出することにより行うものとする。

（積立契約締結完了通知の送付）

第7条 本法人は、前条により加入希望者から提出された積立申込書及び削減目標届出書の内容を審査し、積立契約を締結した場合には、当該積立契約を締結した加入希望者に対して、積立契約締結完了通知を送付するものとする。

（漁業用燃油購入予定数量等の設定）

第8条 本法人は、加入者に対し、水産庁長官が定め、又は変更する単位数量当たりの燃油補填積立金の額を踏まえ、当該単位を上限とする単位数量当たりの燃油補填積立金の額（以下「積立単価」とい

う。)、分割払にする場合の燃油補填積立金の納入に係る分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。

- 2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という。）の対象となる燃油購入予定数量とともに、別紙様式例第5号による漁業用燃油購入予定数量等設定申込書（以下「予定数量等申込書」という。）により本法人に申し込むものとする。
- 3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る当該年度の補填金の対象となる燃油購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限（以下「燃油購入予定数量等」という。）を設定するものとする。ただし、東日本大震災及び令和6年能登半島地震の被災漁業者に係る積立契約に基づく燃油購入予定数量の対象期間は、締約翌月の1日から、当該年度の末日までとする。
- 4 第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表1のとおりとする。
- 5 燃油購入予定数量等の設定は、当該燃油購入予定数量の対象期間の開始前に行わなければならない。
- 6 第3項により設定された燃油購入予定数量（以下「設定数量」という。）、積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。
- 7 第2項の申込は、予定数量等申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。

（燃油補填積立金の積増し）

第9条 前条第1項に規定する水産庁長官の定める額が変更された場合は、本法人は、加入者に対し、当該変更を踏まえ、追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限についての選択肢を提示する。

- 2 加入者は、前項の選択肢から積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、別紙様式例第7号による燃油補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの燃油補填積立金の積増し額等の設定申込書（以下「追加納入申込書」という。）により本法人に申し込むことができるものとする。
- 3 本法人は、前項の申込みを基に、当該加入者に係る追加して納入する積立単価、分割回数及び納入期限を設定するものとする。
- 4 第1項に規定する、積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、本法人が別に定める。
- 5 第3項により設定された積立単価、分割回数及び納入期限の変更は行わない。
- 6 第2項の申込みは、追加納入申込書を契約漁連等に提出することにより行うものとする。

（積立契約の解約等）

第10条 本法人は、加入者が次に掲げる場合に該当することとなったときは、当該加入者との積立契約を解約するとともに、当該加入者の燃油補填積立金（次条に基づき加入者から本法人に納入されたものをいう。以下同じ。）の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

ア 加入者が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 加入者が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 加入者が契約期間の中途（契約期間の満了により契約を更新した場合は更新前の契約期間、契約期間の満了又は積立契約の解約により再加入した場合は再加入前の契約期間を含む。）において、漁業関係法令（漁業法、水産資源保護法、臘虎膾肭獸獵獲取締法、外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、持続的養殖生産確保法及び内水面漁業の振興に関する法律並びにこれらの法律に基づく政省令及び規則等）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為により刑に処せられたこと又は行政処分を受けたことが判明した場合。ただし、漁業法第25条第2項の規定に違反し、同法第28条の規定による処分を受けた場合を除く。

エ 加入者（100%同一の資本に属するグループ企業を含む。）又はその所有する若しくは使用する漁船が、IUU漁業に従事したとしてWTOに通報されたことが判明した場合又はRFMOsが作成するIUU

漁業一覧表に掲載されたことが判明した場合

オ 加入者が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

カ 加入者が、第24条に規定する漁業用燃油の購入実績数量又は購入実績数量から国が実施する他の補助事業等において、助成の対象となる購入数量を控除した数量（以下「補填対象数量」という。）の報告をしなかった場合又は虚偽の報告をしたことが判明した場合

キ その他加入者の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

ク 加入者が死亡した場合又は漁業を廃業した場合。ただし、本法人が別に定めるところにより燃油補填積立金の相続及び漁業の承継が行われる場合を除く。

ケ 加入者に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

- 2 加入者が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は、当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までになお納入しない時は積立契約を解約するとともに、当該加入者の燃油補填積立金の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、加入者が積立契約の締結日が属する年（積立契約が自動更新された場合を除く。）において、納入すべき燃油補填積立金（分割納入の場合は1回目の割賦）を設定された期日までに納入しなかった場合は、当該積立契約は無効とする。
- 4 本法人は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、加入者の責により本法人に損害が生じているときは、当該損害と本法人が加入者に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。
- 5 本法人は、積立契約の解約に関して、第1項キ及びク、第3項及び次項の場合を除き、加入者から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、本法人は、当該解約手数料と本法人が加入者に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。
- 6 本法人は、本事業に係る国の予算措置の中止等のやむを得ない理由により、加入者との積立契約を解約することができる。この場合において、本法人は、当該加入者の燃油補填積立金の解約時の残額を全額取崩し当該加入者に返還するものとする。

第3節 燃油補填積立金

（燃油補填積立金の納入）

- 第11条 加入者は、当該加入者につき第8条第3項により燃油購入予定数量等が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を燃油補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
- 2 加入者は、当該加入者につき第9条第3項により積立単価、分割回数及び納入期限が設定されたときは、当該積立単価に当該設定数量を乗じた額を燃油補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。
 - 3 分割払により燃油補填積立金を納入する場合の割賦ごとの燃油補填積立金の納入額は均等分割により設定されるものとする。ただし、均等分割した場合の端数は1割賦目に納入するものとする。
 - 4 納入された燃油補填積立金には、利息は付さない。

（燃油補填積立金の精算）

- 第12条 本法人は、加入者と締結した契約期間満了時において、当該加入者の燃油補填積立金に残額がある場合は、前条第1項及び第2項で定められた積立金とは別に、次期事業年度の継続契約の積立分として原則として全額を繰り越すものとする。ただし、加入者がセーフティーネットからの脱退を申し出た場合は、当該加入者の燃油補填積立金の残額を返還するものとする。

第4節 補填金の交付の方法

(漁業用燃油価格差補填金の交付)

第13条 本法人は、事業年度の四半期ごとに、当該四半期の平均原油価格（別紙算式Ⅰにより算出される価格をいう。以下同じ）が直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格（別紙算式Ⅱにより算出される価格をいう。以下「7中5平均原油価格」という。）を超えた場合について、次条の規定による漁業用燃油価格差補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量（要領第6条第2項に定める削減目標のうち当該事業年度の目標数量を上回る数量にて購入予定数量を設定した場合にあっては、当該目標数量を上限とする。以下「当該事業年度の上限数量」という。）から当該事業年度において補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付するものとする（交付されるべき補填金の額のうち、加入者の燃油補填積立金によって賄われる額が本法人の主たる金融機関の他行向3万円未満の振込手数料以下のときを除く。）。

2 前項の規定に関わらず、第18条第1項に定める漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付条件を満たし、かつ第19条第2項に該当する場合は、漁業用燃油価格差補填金は交付しない。

(漁業用燃油価格差補填金の単価)

第14条 漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの漁業用燃油価格差補填金の額（以下「漁業用燃油価格差補填金単価」という。）は、別紙算式Ⅲにより算出された額の範囲内において、燃油補填積立金及び国からの補助金の状況並びに漁業経営の動向、原油価格水準の推移その他の経済事情を考慮し、水産庁長官の承認を経て、本法人が定めるものとする。ただし、経済産業省が実施する燃料油価格激変緩和対策事業（以下「対策事業」という。）の支給が発動している四半期（四半期の途中に対策事業が終了した場合における当該四半期を含む。）に限り、水産庁長官が別に定めるところにより、対策事業による補助相当額を漁業用燃油価格差補填金単価から差引くものとする。

2 国外の港又は洋上（以下「国外」という。）において給油する（国内で積載した漁業用燃油を洋上において給油する場合を除く。以下同じ。）各加入者については、対策事業の支給が発動している四半期に限り、国外で給油した漁業用燃油に限定して、水産庁長官が別に定める額を漁業用燃油価格差補填金単価に上乘せする。

(漁業用燃油価格差補填金の交付額)

第15条 本法人が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における燃油補填積立金残高（以下「積立残額」という。）の2倍を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に108.5%を乗じた価格（以下、「108.5%価格」という。）を超える場合において、積立残額が108.5%価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額（以下「通常対策（第1号）相当額」という。）を超えるときは、本法人が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、通常対策（第1号）相当額の2倍に、積立残額から通常対策（第1号）相当額を控除して得た額の3倍を加えて得た額を限度とする。

3 1及び2の規定にかかわらず、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に117%を乗じた価格（以下「117%価格」という。）を超える場合において、積立残額が117%

価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の1/2分の5に相当する額（以下「通常対策（第2号）相当額」という。）を超えるときは、本法人が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の額は、交付等要綱第6の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、通常対策（第2号）相当額の2.4倍に、積立残額から通常対策（第2号）相当額を控除して得た額の4倍を加えて得た額を限度とする。

4 当該事業年度の燃油購入実績数量が、第6条第2項に規定する削減目標のうち当該事業年度の目標数量を10%以上超えた場合には、当該事業年度の翌事業年度の第2四半期から翌々事業年度の第1四半期までの各四半期の漁業用燃油価格差補填金の交付額は、第1項から第3項までの規定による額に90%を乗じた額を限度とする。ただし、次に掲げる規制強化又は自然災害等自己の責に帰さない要因により10%以上超えた場合を除く。

ア 規制強化

イ 自然災害

ウ グループ人数の増減

エ 漁模様等の急激な変化

5 4の規定は、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する変更届出書（以下「削減目標変更届出書」という。）により削減目標を変更した場合、削減目標変更届出書を提出した事業年度から変更後の目標数量について適用するものとする。ただし、基準年購入数量の減少を伴う削減目標変更届出書を提出した場合は、当該年度については、変更前の目標数量について適用するものとし、当該年度の翌年度から変更後の目標数量について適用するものとする。

6 当該四半期の平均原油価格が117%価格を超える場合において、前条第2項の規定により漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする場合の事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の上乗せ交付額は、交付等要綱第6の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、積立残額が、通常対策（第2号）相当額に、当該四半期の平均原油価格から117%価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の4分の1に相当する額を加えた額（以下「通常対策（第3号）相当額」という。）を超えるときは、積立残額から通常対策（第3号）相当額を控除して得た額の4倍を加えて得た額を限度とする。

7 当該四半期の平均原油価格が117%価格以下、かつ、108.5%価格を超える場合において、前条第2項の規定により漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする場合の事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の上乗せ交付額は、交付等要綱第6の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、積立残額が、通常対策（第1号）相当額に、当該四半期の平均原油価格から108.5%価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の3分の1に相当する額を加えた額（以下「通常対策（第2号α）相当額」という。）を超えるときは、積立残額から通常対策（第2号α）相当額を控除して得た額の3倍を加えて得た額を限度とする。

8 当該四半期の平均原油価格が108.5%価格以下の場合において、前条第2項の規定により漁業用燃油価格差補填金単価に上乗せする場合の事業主体が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格差補填金の上乗せ交付額は、交付等要綱第6の2の（2）のアに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲において、各加入者につき、当該四半期の平均原油価格から当該四半期に適用される7中5平均原油価格を控除して得た額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額の2分の1に相当する額を、積立残額から控除した額の2倍を限度とする。

(付加補填金の交付)

第16条 第13条に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、漁業用燃油価格差補填金単価に相当する額（10,000円を上限とする。）に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で漁業用燃油価格差補填金として交付することができる。

(資金の借入れ)

第17条 本法人は、漁業用燃油価格差補填金の交付額のうち国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている漁業用燃油価格安定対策勘定の資金の額（取崩しが行われた場合には、その額を控除した額）をもってしても不足する場合には、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払には、国からの補助金又は同補助金により造成された事業基金を充てるものとする。

(漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付)

第18条 漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付は、四半期ごとに、次の要件を満たす平均原油価格の上昇（以下「急騰」という。）があった場合について、次条の規定による漁業用燃油価格急騰対策補填金の単価に、加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を限度として加入者に交付することとする。

ア 当該四半期の平均原油価格が直前四半期の平均原油価格に120%を乗じた価格以上となる場合
イ アの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の前年同四半期の平均原油価格に120%を乗じた価格以上となる場合

ウ ア及びイの要件を満たさない場合にあつては、当該四半期の平均原油価格が当該四半期の2年前の同四半期の平均原油価格に140%を乗じた価格以上となる場合

ただし、当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格に85%を乗じた価格未満の場合にあつては、交付しないこととする。

2 前項の規定にかかわらず、直前四半期（前項のイ又はウに該当する場合は、前年同四半期）において、平均原油価格が7中5平均原油価格を超える場合は、漁業用燃油価格急騰対策補填金は交付しない。

(漁業用燃油価格急騰対策補填金の単価)

第19条 漁業用燃油の単位数量1キロリットル当たりの漁業用燃油価格急騰対策補填金の額は、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（前条第1項のイ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の4分の3の額を限度とするものとし、本法人が水産庁長官の承認を得て定めるものとする。

2 当該四半期の平均原油価格が当該四半期に適用される7中5平均原油価格を超える場合は、第13条の規定にかかわらず、第14条の規定による価格差補填金の単価は適用しない。

(漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額)

第20条 本法人が四半期ごとに交付する漁業用燃油価格急騰対策補填金の額は、交付等要綱第6の2の(2)のイに規定する漁業用燃油価格安定対策勘定の資金額の範囲内において、各加入者につき、当該四半期の末日における積立残額の2倍を限度とする。

2 当該事業年度の燃油購入実績数量が、第6条第2項に規定する削減目標のうち当該事業年度の目標

数量を10%以上超えた場合には、当該事業年度の翌事業年度の第2四半期から翌々事業年度の第1四半期までの各四半期の漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額は、前項の規定による額に90%を乗じた額を限度とする。ただし、次に掲げる規制強化又は自然災害等自己の責に帰さない要因により10%以上超えた場合を除く。

- ア 規制強化
- イ 自然災害
- ウ グループ人数の増減
- エ 漁模様等の急激な変化

3 2の規定は、削減目標変更届出書により削減目標を変更した場合、削減目標変更届出書を提出した事業年度から変更後の目標数量について適用するものとする。ただし、基準年購入数量の減少を伴う削減目標変更届出書を提出した場合は、当該年度については変更前の目標数量について適用するものとし、当該年度の翌年度から変更後の目標数量について適用するものとする。

(付加補填金の交付)

第21条 第18条に定めるもののほか、各加入者の判断に応じて、当該四半期の平均原油価格から直前四半期の平均原油価格（第18条第1項のイ又はウに該当する場合は、当該四半期の前年同四半期の平均原油価格）を控除して得た額の4分の1に相当する額に加入者ごとの当該四半期の燃油補填対象数量又は当該事業年度の上限数量から当該事業年度において補填金の交付の対象となった燃油補填対象数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で漁業用燃油価格急騰対策補填金として交付することができる。

(資金の借入れ)

第22条 本法人は、漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付額のうち国からの補助金により造成された部分から充てるべき額が、既に造成されている漁業用燃油価格安定対策勘定の資金の額（取崩しが行われた場合には、その額を控除した額）をもってしても不足する場合には、水産庁長官の承認を得た額の借入れを行うことができる。なお、借入金及びそれに係る利子の支払には、国からの補助金又は同補助金により造成された事業基金を充てるものとする。

(補填金の不交付及び返還)

第23条 本法人は、加入者が次に掲げる事由のいずれかに該当するときには、補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は既に交付した補填金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- ア 本法人に提出した書類に虚偽の記載があった場合
- イ 本法人に対する義務を怠った場合

第3章 報告の徴収等

(漁業用燃油の補填対象数量の報告)

第24条 加入者は、四半期ごとに漁業用燃油の補填対象数量を、別紙様式例第6号により本法人に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、契約漁連等を経由して提出することとする。
- 3 本法人は、加入者から報告された購入実績数量の年間合計数量のとりまとめ結果を、契約漁連等に提示するものとする。
- 4 契約漁連等は、購入実績数量の年間合計数量のとりまとめ結果を確認し、第6条第2項に規定する削減目標の当該年度の目標数量を10%以上超えた加入者について、事実確認を行い、本法人へ報告するものとする。
- 5 本法人は、前項による契約漁連等の確認の結果、当該年度の目標数量を10%以上超えた理由が、第

15条第4項及び第20条第2項の規定による規制強化又は自然災害等自己の責に帰さない要因により10%以上超えた場合でないことが明らかとなった場合には、当該加入者に対して、補填金調整通知を送付する。

- 6 前項の規定について、削減目標変更届出書により削減目標を変更した場合は削減目標変更届出書を提出した事業年度から変更後の目標数量について適用するものとする。ただし、基準年購入数量の減少を伴う削減目標変更届出書を提出した場合は、当該年度については変更前の目標数量について適用するものとし、当該年度の翌年度から変更後の目標数量について適用するものとする。

(帳簿の閲覧等)

第25条 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、加入者より所要の事項について報告させ、又は加入者の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

- 2 本法人は、この事業の実施について必要な事項を調査するために必要がある場合には、契約漁連等より所要の事項について報告させ、又は契約漁連等の事務所等に立ち入り帳簿その他の書類を閲覧することができるものとする。

第4章 雑則

(事業協力組織謝金)

第26条 本法人は、セーフティーネットへの加入状況等を勘案して、契約漁連等に対して事業協力組織謝金を支払うことができる。

(変更の届出)

第27条 加入者は、住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく契約漁連等を経由し本法人に届け出るものとする。

- 2 加入者は、次に掲げる漁業経営の改善のための経営内容の見直し事由により、継続的に削減目標を変更するときは、別紙様式例第9号による漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する変更届出書を本法人に提出するものとする。

ア 漁場の拡大又は縮小並びに変更

イ 漁業種類の追加又は削除並びに変更

ウ 使用漁船や装備の追加又は削除並びに変更（グループ人数の増減に伴う場合を含む。）

エ 事業承継・合併等

- 3 削減目標の変更については、変更後の事業計画に基づく購入予定数量を、削減目標変更届出書を提出した事業年度の基準年購入数量として新たに削減目標を作成するものとし、変更後に続く年度の削減率は、年度ごとに変更前の削減目標の削減率を適用するものとする。ただし、変更後の基準年購入数量が50k1超から50k1以下となる場合又は50k1以下から50k1超となる場合は、変更後の基準年購入数量に基づき「水産庁長官が別に定める漁業用燃油の購入予定数量削減目標について」（令和4年3月30日付け3水漁第1901号水産庁長官通知）の別表2の区分の削減率を適用するものとする。
- 4 削減目標変更届出書を提出した年度は、当該事業年度の上限数量は変わらないものとする。
- 5 2項の届出は、契約漁連等に削減目標変更届出書を提出することにより行うものとする。
- 6 省エネ計画の取組内容を変更する場合、別紙様式例第10号を改めて本法人に届け出るものとする。

(グループ加入)

第28条 漁業協同組合単位等、複数の漁業者がグループ単位でその代表者又はグループ名で契約している場合、個々の積立金のとりまとめ及び補填金の分配方法について、グループごとに規約を整備するものとする。

(漁業(養殖業を除く。以下同じ。)に係るもうかる漁業創設支援事業等との併用)

第29条 加入者(漁業を営む加入者。以下この条において同じ。)が、もうかる漁業創設支援事業又はがんばる漁業復興支援事業(以下「もうかる事業・がんばる漁業」という。)に参画することとなった場合は、加入者が行う漁業について、もうかる事業・がんばる漁業に係る用船契約等を締結している期間(もうかる事業・がんばる漁業の事業実施者自らが所有する漁船等を用いて当該事業に取り組む場合は、もうかる事業・がんばる漁業の事業期間とする。以下同じ。)に関しては、それ以前から締結していた漁業経営セーフティーネット構築事業の積立契約は継続するものとし、第13条及び第18条の規定に基づき、補填金を交付するものとする。

(養殖業に係るもうかる漁業創設支援事業等との併用)

第30条 加入者(養殖業を営む加入者。以下この条において同じ。)が、もうかる漁業創設支援事業又はがんばる養殖復興支援事業(以下「もうかる事業・がんばる養殖」という。)に参画することとなった場合は、以下により扱うものとする。

ア 加入者が行う養殖業について、もうかる事業・がんばる養殖に係る養殖生産契約等を締結している期間に関しては、それ以前から締結していた漁業経営セーフティーネット構築事業の積立契約は継続するものとするが、第13条及び第18条の規定にかかわらず、補填金は交付しないこととする。この場合、当該養殖生産契約等に係る養殖業に関する燃油購入予定数量及び補填積立金を「0」として取り扱うものとする。

イ アの期間に関して、もうかる事業・がんばる養殖が年度の途中で開始し、又は終了する場合には、加入者は、その期間を除いて燃油購入予定数量等の設定を行い、必要な補填積立金を納入するものとする。

ウ 加入者が、もうかる事業・がんばる養殖に係る養殖生産契約等を締結する養殖業と、当該養殖生産契約等を締結しない漁業又は養殖業のいずれについても営む場合、それぞれを区分して経理するものとし、当該養殖生産契約等を締結する養殖業については、ア及びイの規定によるものとする。

エ もうかる事業・がんばる養殖に参画している期間中に積立契約が満了した加入者であって、継続して積立契約を締結しようとするものは、当該年度の第1四半期の燃油購入予定数量等の設定を行って補填積立金を納入するものとする。

(細則)

第31条 本法人は、本法人会長の承認を経て、この実施要領に定めるもののほか、この事業の運営に関し必要な事項について細則を定めることができる。

附則

- 1 この実施要領は、水産庁長官の承認を受けた日から施行する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成22年度における事業参加契約の締結期限については、平成22年5月21日とする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年度において締結する積立契約の期間については、10月1日を起算日とする2年6ヶ月間とすることができるものとする。この場合においては、第8条第1項の規定にかかわらず、当該積立契約に基づく平成22年度の燃油購入数量設定の対象期間は、10月1日を起算日とする6ヶ月間とする。
- 4 第5条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約の締結期限については、平成22年6月末日とする。

- 5 第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年度における積立契約の内容については、別記様式例7号によるものとする。
- 6 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約に基づく平成22年度の燃油購入数量の設定期限については、平成22年6月末日とする。
- 7 第11条第2項の規定にかかわらず、平成22年度における補填積立金の納入期限については、平成22年6月末日とする。ただし、附則第3項により積立契約の期間を2年6ヶ月間とした場合の補てん積立金の納入期限については、平成22年10月末日とする。

附則（平成22年5月31日）

変更後の実施要領は、水産庁長官の承認のあった日から実施する。

附則（平成22年9月22日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則（平成23年3月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成23年度における事業参加契約の締結期限については、平成23年5月23日とする。
- 3 第5条第3項の規定にかかわらず、平成23年4月1日を起算日とする積立契約であって、第6条第1項に規定する積立契約の申請が平成23年5月末日までに行われたものの締結期限については、平成23年6月末日とする。
- 4 第6条第1項の規定にかかわらず、平成23年度における積立契約の内容については、別記様式例第8号によるものとする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず、平成22年4月1日を起算日とする積立契約に基づく平成23年度の燃油購入数量の設定期限については、平成23年6月末日とする。
- 6 第11条第2項の規定にかかわらず、平成23年度における補填積立金の納入期限については、平成23年6月末日とする

附則（平成23年5月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者（東日本大震災によりその所有する又は賃借権を有する船舶又は建物に被害を受けたことにつき都道府県知事又は市町村長から証明を受けた者、又は同震災により平成23年5月末までに漁業経営に支障が出ていたことにつき所属する漁業協同組合の長その他本法人が適当と認めた法人の長から証明を受けた者をいう。以下同じ。）に係る平成23年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成26年3月末日までとする。
- 3 第8条第1項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成23年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月の1日から平成24年3月末日までとする。
- 4 第11条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成23年度における補填積立金の納入期限については、平成24年3月末日までとする。
- 5 被災漁業者が別紙様式例第9号の1により積立契約の一時停止を申し出た場合、本法人は、当該被災漁業者に対し、速やかに、別紙様式例第9号の2による漁業経営セーフティーネット構築事業積立契約一時停止証明書を交付するとともに、補填積立金の残額を返還するものとする。
- 6 前項の規定により積立契約の履行の一時停止の適用を受けている被災漁業者が積立契約の再開を

申し出た場合において、返還を受けた積立金の額の全部又は一部を本法人に納入したときは、本法人は、速やかに、別紙様式例第9号の3により積立契約の履行の一時停止を解除するものとする。

附則（平成23年11月21日）

- 1 この変更は水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第11条第3項の規定にかかわらず、平成23年11月21日付け23水漁第1484号による追加補填積立金の納入期限については、平成24年3月末日までとする。

附則（平成24年4月27日）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 第8条第4項及び第9条第4項に定める別表については、別表（平成24年度の補填積立金に係る積立単価、分割回数及び納入期限の選択）を用いるものとする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成24年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成27年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成24年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成25年3月末日までとする。
- 5 第8条第3項の規定にかかわらず。被災漁業者に係る平成24年度における燃油補填積立金の納入方法及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。
- 6 平成24年1月から3月に係る補填金の交付については、なお、従前の例によるものとする。
- 7 第13条の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る補填金の交付は、当該四半期の平均原油価格がそれぞれ次の算式により算出された額を超えた場合に行うものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$P_{t1} = P_t \times 1.15$
平成24年7月から9月の四半期	$P_{t2} = P_t \times 1.10$
平成24年10月から12月の四半期	$P_{t3} = P_t \times 1.05$

- 8 第14条の規定にかかわらず、平成24年4月から6月の四半期、7月から9月の四半期及び10月から12月の四半期に係る漁業用燃油1キロリットル当たりの補填金の額は、それぞれ次の算式により算出された額を限度とするものとする。

平成24年4月から6月の四半期	$P_c = (P_q - P_t \times 1.15)$
平成24年7月から9月の四半期	$P_c = (P_q - P_t \times 1.10)$
平成24年10月から12月の四半期	$P_c = (P_q - P_t \times 1.05)$

附則（平成25年5月23日）

- 1 この変更は、平成25年4月1日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成25年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成28年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成25年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成26年3月末日までとする。
- 4 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成25年度における燃油補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則（平成25年7月17日）

- 1 この変更は、平成25年7月1日から実施する。
- 2 第2条第3項の規定にかかわらず、平成25年4月1日を起算日とする事業参加契約の締結期限については、平成25年12月末とする。
- 3 第5条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、平成28年3月末日を契約対象期間の末日とすることができることとする。
- 4 第5条第3項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約の締結期限については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の締結期限とする。
 - ア 平成25年7月1日を起算日とする積立契約 平成25年8月末まで
 - イ 平成25年10月1日を起算日とする積立契約 平成25年10月末まで
 - ウ 平成26年1月1日を起算日とする積立契約 平成25年12月末まで
- 5 第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、別紙様式例第3号の2による積立契約の内容に基づき、別紙様式例第4号による積立申込書を提出して行うこととする。
- 6 第8条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、別紙様式例第5号の2による漁業用燃油購入数量等設定申込書により本法人に申し込むものとする。なお、平成25年6月30日現在で既に積立契約を締結している加入者は、やむを得ない理由なく平成25年7月から12月の間に当該契約を解約し、同一期間に再度積立契約を締結することはできない。また、やむを得ない理由で当該機関に再度積立契約を締結する場合であっても、当該漁業者を平成25年7月1日から平成26年1月1日を起算日とする積立契約を行った加入者とみなさないものとする。
- 7 第8条第4項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約については、第8条第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表1の2のとおりとする。
- 8 第8条第5項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに締結する積立契約に係る燃油購入予定数量等の設定については、次の期日を起算日とする積立契約に応じて、それぞれ次の設定期限とすることができる。
 - ア 平成25年7月1日を起算日とする積立契約 平成25年8月末まで
 - イ 平成25年10月1日を起算日とする積立契約 平成25年10月末まで
 - ウ 平成26年1月1日を起算日とする積立契約 平成25年12月末まで
- 9 第9条第2項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに行う燃油補填積立金の積増しについては、加入者ごとに1回限りとし、別紙様式第7号の2による燃油補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの燃油補填積立金の額等の設定申込書により本法人に申し込むことができるものとする。
- 10 第9条第4項の規定にかかわらず、平成25年7月から12月末までに行う燃油補填積立金の積増しについては、第9条第1項に規定する積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢は、別表2のとおりとする。
- 11 「水産庁長官が別に定める加入者等について」（平成25年6月24日付け25水漁第679号）第1の1の（1）に規定する資源管理計画、漁場改善計画その他これらに準ずる取組になじまない漁業としては、漁業収入安定化対策事業等実施要綱（平成23年3月29日付け22水漁第2322号）第3の漁業収入安定対策事業の対象となり得ない漁業種類とする。

附則（平成26年3月20日）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から実施する。

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成26年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成29年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成26年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成27年3月末日までとする。
- 4 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成26年度における燃油補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。

附則（平成27年2月13日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成27年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成30年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成27年度の燃油購入数量の対象期間は、締約翌月1日から平成28年3月末日までとする。
- 4 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成27年度における燃油補填積立金の分割回数及び納入期限については、本法人と当該被災漁業者との間で第8条第1項から第3項に準じて設定できるものとする。
- 5 第18条及び第19条の規定に関わらず、平成27年3月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、なお従前の例による。

附則（平成28年3月24日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る平成28年度における積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成31年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成28年度の燃油購入予定数量の対象期間は、締約翌月1日から平成29年3月末日までとする。
- 4 第22条の規定にかかわらず、平成28年3月までの四半期にかかる漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。

附則（平成29年3月31日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、被災漁業者が平成29年度に締結した積立契約の期間については、当該積立契約の締結日が属する月の翌月（以下「締約翌月」という。）の1日から平成32年3月末日までとする。
- 3 第8条第3項の規定にかかわらず、被災漁業者に係る積立契約に基づく平成29年度の燃油購入予定数量の対象期間は、締約翌月1日から平成30年3月末日までとする。
- 4 変更後の第22条の規定にかかわらず、平成29年3月までの四半期にかかる漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。

附則（平成30年3月29日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

- 2 変更後の第22条の規定にかかわらず、平成30年3月までの四半期にかかる漁業用燃油価格差補填金については、なお従前のおりとする。

附則（平成30年6月21日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則（平成31年1月28日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施し、平成30年10月から12月までの四半期に係る補填金の交付から適用する。
- 2 平成30年7月から9月までの四半期に係る漁業用燃油価格差補填金及び付加補填金の交付については、この通知による改正後の第16条、第20条及び第27条の規定の例により、各加入者の判断に応じて、当該四半期に適用される7中5平均原油価格から当該四半期の前年同四半期の平均原油価格を控除して得た額の2分の1に相当する額に加入者ごとの当該四半期の燃油購入実績数量又は当該事業年度に設定した燃油購入予定数量から当該事業年度において漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の対象となった燃油購入実績数量を控除した数量のいずれか少ない数量を乗じて得た額を各加入者の積立残額の範囲内で交付することができる。
- 3 平成31年1月から3月までの四半期以前の四半期に係る特別対策の対象者については、この通知による改正後の第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和2年3月31日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。なお、変更後の第10条第1項のウの規定については、令和2年4月1日以降の違反事実に対して適用するものとする。

附則（令和3年5月11日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和3年12月8日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施する。

附則（令和4年3月30日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施し、令和4年第1四半期に係る補填金の交付から適用する。
- 2 令和4年3月31日において積立契約期間が満了しない加入者及び積立契約期間が満了し自動更新される加入者については、変更後の第5条第4項による資源管理等の取組について、漁業用燃油購入予定数量等設定申込書の提出時に届け出るものとする。
- 3 令和4年3月31日において積立契約期間が満了しない加入者及び積立契約期間が満了し自動更新される加入者については、変更後の第5条第5項のアによる漁業用燃油購入予定数量削減目標の届出について、漁業用燃油購入予定数量等設定申込書の提出時に、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書を提出するものとする。
- 4 令和4年1月から3月までの四半期に係る補填金の交付については、この通知の改正による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和4年5月12日）

この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施し、令和4年度以降の補填金の交付から適用する。

附則（令和5年6月14日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施し、令和5年度以降の補填金の交付から適用する。
- 2 令和5年1月から3月までの四半期以前の四半期に係る漁業用燃油価格差補填金については、この通知による改正後の第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和5年6月14日）

- 1 この変更は、水産庁長官の承認を受けた日から実施し、令和6年度以降の補填金の交付から適用する。
- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、令和6年4月1日を起算日とする令和6年能登半島地震の被災漁業者に係る積立契約の締結は、令和6年6月末日までにしなければならないものとする。
- 3 第8条第5項の規定にかかわらず、令和6年4月1日を起算日とする令和6年能登半島地震の被災漁業者に係る燃油購入予定数量等の設定は、令和6年6月末日までに行わなければならないものとする。

漁業用燃油価格安定対策事業参加契約

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、漁業用燃油価格安定対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、この契約に基づき、漁業用燃油の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、傘下の漁業者等の経営の安定を図るためのセーフティーネットの構築に参画する。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

（漁業者への周知）

第2条 乙は、地域の漁業者（乙の構成員でない漁業者を含む。以下同じ。）に対し、本事業の趣旨、内容等の周知を図るものとする。

（漁業者への加入申請）

第3条 乙は、要領第6条第3項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「加入希望者」という。）が提出する積立申込書及び削減目標届出書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入希望者から提出された全ての積立申込書及び削減目標届出書及び省エネ計画をとりまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入希望者から提出のあった積立契約書に記載された資源管理等の取組に参加していることの確認を行うとともに、削減目標届出書に記載された数量が当該加入希望者の購入実績数量等に鑑み過大でないことを、裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。

3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日（当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。）から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（加入のための措置）

第4条 乙は、加入希望者（乙が漁業種類別団体の場合にあつては、当該団体の関係漁業種類を営む加入希望者とする。）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書、削減目標届出書及び省エネ計画の受付その他当該漁業者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

（漁業用燃油購入予定数量等申込）

第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、甲との間に積立契約を締結した加入希望者（以下「加入者」という。）が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込書に記載された漁業用燃油の購入予定数量が当該加入者の操業実態等に鑑み過大でないことを、裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。

3 第1項により受け付けた予定数量等申込書（添付書類を含む。）は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（漁業用燃油補填対象数量報告）

第6条 乙は、要領第24条第2項に基づき、四半期ごとに加入者が提出する漁業用燃油補填対象数量報告書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての漁業用燃油補填対象数量報告書を取りまとめ（電算入力作業を

含む。)、その結果を各四半期の末日から60日以内に甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた漁業用燃油補填対象数量報告書(納品書等の裏付け帳票を含む。)は、受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(燃油補填積立金の集金等)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの燃油補填積立金の集金及び要領第12条に基づく甲による燃油補填積立金の返還の事務を代行するものとする。

(漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条及び第18条に基づく加入者に対する漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金(以下「補填金」という。)の交付の事務を代行するものとする。

(購入予定数量削減目標等の変更)

第9条 乙は、要領第27条第2項に基づき、加入者が漁業経営の改善のための経営内容の見直し事由により、要領第5条第5項のアに基づく削減目標を変更する場合は、削減目標変更届出書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された削減目標変更届出書を取りまとめ(電算入力作業を含む)、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった削減目標変更届出書に記載された数量が当該加入者の操業実態等に鑑み過大でないことを、裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。

3 第1項により受け付けた削減目標変更届出書は、変更された削減目標の満了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

4 乙は、加入者が省エネ計画の取組み内容の全部又は一部を変更する場合、改めて省エネ計画の届出を受け付けるものとする。

(通知等の配付)

第10条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それらを速やかに加入者に配付しなければならない。

(契約の解約等)

第11条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合

エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

第12条 この契約の対象期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの3年間とする。

2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通知がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第13条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(事務契約の締結等)

第14条 乙は、その構成員である団体との間に、本事業の実施に関する事務契約を締結し、次に掲げる事務を当該事務契約を締結した団体に委託することができる。

ア 第2条による漁業者への周知

- イ 第3条第1項による積立申込書及び削減目標届出書の受付
- ウ 第3条第2項による積立申込書及び削減目標届出書及び省エネ計画のとりまとめ（電算入力作業を含む。）並びに削減目標届出書に記載された数量が過大でないことの証明
- エ 第3条第2項による資源管理等の取組に参加していることの確認
- オ 第3条第3項による積立申込書の保管
- カ 第5条第1項による予定数量等申込書の受付
- キ 第5条第2項による予定数量等申込書のとりまとめ（電算入力作業を含む。）及び予定数量等申込書に記載された漁業用燃油の購入予定数量が過大でないことの証明
- ク 第5条第3項による予定数量等申込書の保管
- ケ 第6条第1項による漁業用燃油補填対象数量報告書の受付
- コ 第6条第2項による漁業用燃油補填対象数量報告書のとりまとめ（電算入力作業を含む。）
- サ 第6条第3項による漁業用燃油補填対象数量報告書の保管
- シ 第7条による積立金の集金等の事務の代行
- ス 第8条による補填金の交付の事務の代行
- セ 第9条第1項による削減目標変更届出書の受付
- ソ 第9条第2項による削減目標変更届出書のとりまとめ（電算入力作業を含む。）及び削減目標変更届出書に記載された数量が過大でないことの証明
- タ 第9条第3項による削減目標変更届出書の保管

2 乙は、事務契約に基づき委託した事務が、常に善良なる管理者の注意をもって執行されるよう、必要な措置をとるものとする。

（その他）

第15条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区神田錦町三丁目4番2号
一般社団法人漁業経営安定化推進協会
代表理事会長

乙 住所
団体名
長の職名

漁業用燃油価格安定対策事業事務契約

△△（以下「甲」という。）と☆☆（以下「乙」という。）は、一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、漁業用燃油価格安定対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、次のとおり契約する。

（総則）

第1条 乙は、この契約に基づき、甲との連携の下にセーフティーネットの構築に参画する。

2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に関する事務を行うものとする。

（漁業者への周知）

第2条 乙は、地域の漁業者（乙の構成員でない漁業者を含む。以下同じ。）に対し、本事業の趣旨、内容等の周知を図るものとする。

（漁業者の加入申請）

第3条 乙は、要領第6条第3項に基づき、セーフティーネットへの加入を希望する地域の漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「加入希望者」という。）が提出する積立申込書及び削減目標届出書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入希望者から提出された全ての積立申込書、削減目標届出書及び省エネ計画をとりまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入希望者から提出のあった積立申込書に記載された資源管理の取組に参加していることの確認を行うとともに、削減目標届出書に記載された数量が当該加入希望者の購入実績数量等に鑑み過大でないことを、裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。

3 第1項により受け付けた積立申込書は、積立契約の終了日（当該契約が更新された場合には、更新された契約の終了日とする。）から7年を経過するまでの間、削減目標届出書は、削減目標の満了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（加入のための措置）

第4条 乙は、加入希望者（乙が漁業種類別団体場合にあっては、当該団体の関係漁業種類を営む加入希望者とする。）がセーフティーネットへの加入を希望する場合には、本事業の趣旨に鑑み、積立申込書及び削減目標届出書の受付その他当該加入希望者がセーフティーネットへ加入できるように措置するものとする。

（漁業用燃油購入予定数量等申込）

第5条 乙は、要領第8条第7項に基づき、本事業の事業主体との間に積立契約を締結した加入希望者（以下「加入者」という。）が提出する予定数量等申込書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての予定数量等申込書を取りまとめ（電算入力作業を含む）、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった予定数量等申込書に記載された漁業用燃油の購入予定数量が当該加入者の操業実態等に鑑み過大でないことを、裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。

3 第1項により受け付けた予定数量等申込書（添付書類を含む。）は、数量設定の対象期間の終了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

（漁業用燃油補填対象数量報告）

第6条 乙は、要領第24条第2項に基づき、四半期ごとに加入者が提出する漁業用燃油補填対象数量報告書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された全ての漁業用燃油補填対象数量報告書を取りまとめ（電算入力作業を

含む。)、その結果を各四半期の末日から60日以内に甲に提出するものとする。

3 第1項により受け付けた漁業用燃油購入実績報告書(納品書等の裏付け帳票を含む。)は、受付日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする。

(燃油補填積立金の集金等)

第7条 乙は、甲の求めに応じ、要領第11条第1項及び第2項に基づく加入者からの燃油補填積立金の集金及び要領第12条に基づく燃油補填積立金の返還の事務を代行するものとする。

(漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付)

第8条 乙は、甲の求めに応じ、要領第13条及び第18条に基づく加入者に対する漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金の交付の事務を代行するものとする。

(購入予定数量削減目標等の変更)

第9条 乙は、要領第27条第2項に基づき、加入者が漁業経営の改善のための経営内容の見直し事由により、要領第5条第5項のアに基づく削減目標を変更する場合は、削減目標変更届出書を受け付けるものとする。

2 乙は、加入者から提出された削減目標変更届出書を取りまとめ(電算入力作業を含む)、その結果を甲に提出するものとする。この場合において、乙は、加入者から提出のあった削減目標変更届出書に記載された数量が当該加入者の操業実態等に鑑み過大でないことを、裏付け帳票との照合等をもって確認の上、証明するものとする。

3 第1項により受け付けた削減目標変更届出書は、変更された削減目標の満了日から7年を経過するまでの間、乙が保管するものとする

4 乙は、加入者が省エネ計画の取組み内容の全部又は一部を変更する場合、改めて省エネ計画の届出を受け付けるものとする。

(通知等の配付)

第10条 乙は、甲から乙に加入者あての通知、書類等が送付されたときには、それを速やかに加入者に配付しなければならない。

(契約の解約等)

第11条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

ウ 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をした場合

エ 乙がこの契約の締結に当たって虚偽の申告をしたことが明らかになった場合

オ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

2 甲は、この契約の解約に関して、甲が別に定めるところにより乙から解約手数料を徴収することができる。

(契約対象期間)

第12条 この契約の対象期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの3年間とする。

2 前項の契約の対象期間の満了日の6ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

(事業実施に関する指示)

第13条 甲は、この事業の実施に関し、乙に必要な指示を行うことができる。

(その他)

第14条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとし、その他の事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

上記の証として契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所
団体名
長の職名

乙 住所
団体名
長の職名

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約の内容

一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「甲」という。）が一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、漁業用燃油の価格の急上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するセーフティーネットへの参加を希望する漁業者又は複数の漁業者からなるグループ（以下「乙」という。）からの申し込みに基づき締結する積立契約の内容は、次のとおり。

（漁業用燃油購入予定数量等の設定）

第1条 乙は、この契約の対象期間に属する甲の各事業年度の開始前までに、甲に漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という。）の対象となる漁業用燃油購入予定数量等を申し込むものとする。

2 乙は、要領第8条第1項で甲が提示した積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢から、積立単価、分割回数及び納入期限を選択し、甲に申し込むものとする。

3 甲は、第1項及び前項の乙の申し込みに基づいて、乙との間に漁業用燃油購入予定数量、積立単価、分割回数及び納入期限（以下「燃油購入予定数量等」という。）を設定するものとする。

（燃油補填積立金の納入）

第2条 乙は、前条の燃油購入予定数量等を設定した場合は、当該積立単価に当該補填金の対象となる漁業用燃油購入予定数量を乗じた額を燃油補填積立金として当該分割回数により当該納入期限までに本法人に納入する。

（漁業用燃油補填対象数量の報告）

第3条 乙は、第1条の燃油購入予定数量等を設定した場合において、要領第24条の規定により、四半期ごとに漁業用燃油補填対象数量を、各四半期の末日の60日以内に甲に報告しなければならない。

（補填金の交付）

第4条 甲は、第1条の燃油購入予定数量等を設定した場合において、要領第13条及び第18条の規定により、乙に対し補填金を交付するものとする。

（補填金の返還等）

第5条 甲は、乙が要領第23条各号に該当する場合には、乙に対し補填金の全部もしくは一部を交付せず、又は乙に対し既に交付された補填金の全部もしくは一部を返還させることができるものとする。

（契約の解約）

第6条 甲は、乙が次に掲げる場合に該当することとなったときは、この契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取り崩し乙に返還するものとする。

ア 乙が契約期間の中途において、契約を解約しようとして申し出た場合

イ 乙が契約期間の中途において、燃油補填積立金の返還を申し出た場合

ウ 乙が契約期間の中途（契約期間の満了により契約を更新した場合は更新前の契約期間、契約期間の満了又は積立契約の解約により再加入した場合は再加入前の契約期間を含む。）において、漁業関係法令（漁業法、水産資源保護法、臘虎臘肭獸獵獲取締法、外国人漁業の規制に関する法律、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、持続的養殖生産確保法及び内水面漁業の振興に関する法律並びにこれらの法律に基づく政省令及び規則等）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為により刑に処せられたこと又は行政処分を受けたことが判明した場合

エ 乙が加入等に当たって虚偽の申告をしたことが判明した場合

オ 乙が要領第24条に規定する漁業用燃油の補填対象数量の報告をしなかった場合又は虚偽の報告をしたことが判明した場合

カ その他乙の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合

キ 乙が死亡した場合又は漁業を廃業した場合。ただし、甲が別に定めるところにより燃油補填積立金の相続及び漁業の承継が行われる場合を除く。

ク 乙に解散、仮差押、仮処分、強制執行、民事再生、会社更生等の事実が生じた場合

2 加入者が納入すべき燃油補填積立金を設定された期日までに納入しなかった場合、本法人は当該加入者に係る積立契約の履行を停止し、設定された期日の翌月の1日が属する四半期の末までになお納入しない時は積立契約を解約するとともに、燃油補填積立金の解約時の残額を全額取崩し乙に返還するものとする。ただし、天災等やむを得ないと認められる場合を除く。

3 前項の規定にかかわらず、乙がこの契約の締結日が属する年において、納入すべき燃油補填積立金（分割納入の場合は1回目の割賦）を設定された期日までに納入しなかった場合は、この契約は無効とする。

4 甲は、第1項及び第2項の規定により積立契約を解約する場合において、乙の責により甲に損害が生じているときは、当該損害と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

5 甲は、積立契約の解約に関して、第1項のカ、キ並びに第3項の場合を除き、乙から解約手数料を徴収するものとする。この場合において、甲は、当該解約手数料と甲が乙に返還する燃油補填積立金とを相殺することができる。

（契約対象期間）

第7条 この契約の対象期間は、申込日の属する年の4月1日から3年後の3月31日までとする。

2 前項の契約対象期間の満了日の1ヶ月前までに乙から更新をしない旨の通告がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

3 この契約が自動更新された場合、更新後の契約の対象期間は、更新前の契約の対象期間の満了日の翌日から3年間とする。

（資源管理等の取組）

第8条 乙は、要領第5条第4項に基づき、資源管理等の取組を行うものとする。

（経営改善の取組）

第9条 乙は、要領第5条第5項のアに基づき、削減目標を定め、削減目標届出書及び省エネ計画を甲に提出するとともに、漁業経営におけるコスト削減に取り組むものとする。

（変更の届出）

第10条 乙は、住所及び法人にあっては名称並びに代表者の氏名に変更があったときには、要領第27条に基づき、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、漁業経営の改善のための経営内容の見直し事由により、第9条に基づく削減目標を変更する場合は、要領第27条第2項及び第3項に基づき、削減目標変更届出書を甲に提出するものとする。

3 省エネ計画の取組み内容の全部又は一部を変更する場合、改めて省エネ計画の届出を甲に提出するものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲は、乙の個人情報について細心の注意をもって管理し、当該個人情報は本契約に関する目的のみに使用するものとする。

2 甲は、前項の規定に基づき、乙の積立契約に関する情報を本事業の関係者へ提供することができる。

（その他）

第12条 この契約に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、要領の定めるところによるものとする。

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約申込書

令和 年 月 日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者
郵便番号
住 所
電話番号
フリガナ
申込者氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

貴団体作成の積立契約の内容及び下記の積立契約における留意事項を承知・同意の上、積立契約を締結したいので申し込みます。

また、要領第5条第4項に基づき、資源管理等の取組を実施するとともに、要領第5条第5項に基づき、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書及び省エネ計画を提出します。

【積立契約における留意事項】

- ・ 契約期間は、申込日の属する年の4月1日を起算日とする3年間です。
- ・ 積立契約申込書の提出に当たっては、要領第5条第4項に定める資源管理の取組を行うものとします。また、要領第5条第5項のアに定める削減目標を策定し、別紙様式例第8号による漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書を提出するとともに、要領第5条第5項のイに定める省エネ計画を策定し、別紙様式例第10号による漁業経営セーフティーネット構築事業省エネ計画を合わせて提出してください。ただし、契約期間の満了又は積立契約の解約に伴う再加入により、新たに本申込書を提出する場合は、再加入前の積立契約期間中に提出した削減目標が適用されますので、漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書の提出の必要はありません。
なお、省エネ計画についても再加入前と同一の取組を継続する場合は、改めて届出する必要はありません。
- ・ 漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という。）は、四半期ごとに支給されますが、政府の予算と一般社団法人漁業経営安定化推進協会（以下「本法人」といいます。）に造成された基金の残額に応じて減額されることがあります。
- ・ 本法人から補填金を交付する際の送金手数料は、補填金のうちセーフティーネット加入者の積立による分から控除することにより負担していただきます。
- ・ 積立金に利息はつきません。
- ・ 本法人は、この申込書を受付け、契約を締結したときには、積立契約締結完了通知を送付します。
- ・ 契約期間中に一般社団法人漁業経営安定化推進協会漁業用燃油価格安定対策事業実施要領（以下「要領」という。）第10条第1項及び第2項の規定に該当した場合は、積立契約は解約されます。なお、同条第1項のウの事由により積立契約が解約された場合は、解約された年度の翌年度は、積立契約を締結することはできません。

【積立契約の締結等に伴う個人情報の取扱いについて】

- ・ 本法人は、積立契約の締結その他漁業用燃油価格安定対策事業の実施に伴って取得した個人情報を漁業用燃油価格安定対策事業の実施に利用するほか、以下の利用、提供等を行うことがあります。
- ・ 本法人が取得した個人情報を、水産庁に提出することがあります。

- 本法人は、漁業用燃油価格安定対策事業の関係機関である漁連、漁協等から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。
- 本法人は、漁業共済について全国漁業共済組合連合会その他の関係団体から、漁船保険について日本漁船保険組合その他の関係団体から漁業用燃油価格安定対策事業に必要な個人情報の提供を受け又はこれらの者に対し漁業用燃油価格安定対策事業に関する個人情報の提供を行うことがあります。

なお、本申込書を提出された場合は、上記個人情報の取扱いについて同意したものとして取扱います。

漁業用燃油購入予定数量等設定申込書

令和 年 月 日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所
申込者氏名 印
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約に基づき、漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金（以下「補填金」という）の対象となる燃油購入予定数量等の設定を以下のとおり申し込みます。

1. 対象期間 令和 年 月 日から令和 年3月31日まで

2. 対象数量（補填金の対象となる燃油購入予定数量）

(A 重油)	リットル
(軽油)	リットル
(ガソリン)	リットル
(その他：○○○○)	リットル
合計	リットル

3. 積立て単価（1キロリットル当たり）の選択（次のいずれかに○印を付してください。）

○ 漁業用燃油価格安定対策事業

①8,500円 ②7,500円 ③6,000円 ④5,000円 ⑤3,000円 ⑥2,000円 ⑦1,000円

4. 燃油補填積立金の納入方法等

（積立ての金額）

選択された単価（ 円）/1000×予定数量設定申込書の数量（ リットル）＝ 円

* 積立ての金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

（納入方法）次のいずれかに○印を付してください。

① 一括納入

② 分割納入（次のいずれかに○印を付してください。）

ア 6月と○月の2分割

イ 6月と○月と○月の3分割

ウ 6月・9月・12月・3月の4分割

* 分割納入のア又はイの○には、9月・12月・3月の中から選んで記入してください。

* 分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は、6月末の納入額にまとめられます。

【燃油購入予定数量等設定における留意事項】

- ・ 契約申請の経由機関である漁業協同組合等が、燃油購入予定数量の設定に関する証拠書類の提出を求めた場合は、必ず提出してください。提出がない場合には、燃油購入予定数量が設定できない場合があります。
- ・ 補填金交付の有無にかかわらず、四半期ごとの燃油の購入実績数量を、納品書等の写しを添付して速やかに経由機関に報告してください。
- ・ 燃油購入予定数量等が設定されましたらお知らせしますので、燃油補填積立金を納入してください。

5. グループ加入の場合は、グループ構成員数を記載してください。

グループ構成員数：●人

6. 作業安全対策の取組

積立契約締結時及び契約更新時に別添1の事業者向けチェックシート（事業実施主体が漁業者団体の場合は、別添2の事業者団体向けチェックシート）を提出してください。

(別添1)

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）

事業者向け チェックシート

所属漁協名	
事業者名	
契約管理番号	
記入者 役職・氏名	
船名／トン数	
漁業種類 (複数の漁業種類を営んでいる場合、 漁業種類をすべてご記入ください。)	
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)- ①	作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。	
1-(1)- ②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)- ③	作業安全や海難事故に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)- ④	適切な技能や免許等の資格を取得する。	
1-(1)- ⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、従事者間で作業の計画や安全意識を共有する。	
1-(1)- ⑥	安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	

1-(2)- ①	関係法令を遵守する。	
1-(2)- ②	漁労機器や救命設備等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。	
1-(2)- ③	ライフジャケットの着用を徹底するとともに、作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)- ④	健康状態の管理を行う。	
1-(2)- ⑤	作業中に必要な休憩をとる。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)- ⑥	作業安全対策に知見のある第三者機関による訪船指導や地域の安全責任者等によるチェックを受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)- ①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材を適切に保管する。	
1-(3)- ②	漁労機器や救命設備、航海機器等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)- ③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)- ①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)- ②	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)- ③	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)- ④	4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

1-(5)- ①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講じる。	
1-(5)- ②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)- ①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)- ①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、運輸局・労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)- ①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

(別添2)

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：漁業）

事業者団体向け チェックシート

事業者団体名	
契約管理番号	
記入者 役職・氏名	
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う	
1-①	構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。	
1-②	構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。	
1-③	構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。	
1-④	構成員が共同利用する場所等を管理している場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。	
1-⑤	構成員の安全に配慮された資機材等の導入・更新に対し助言や支援を行う。	
1-⑥	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。	
1-⑦	構成員向けの作業安全に係るガイドライン等の作成又は既存のガイドライン等の周知を行う。	
1-⑧	構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。	
1-⑨	効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。	
2	構成員の事故発生時に備えた措置を講じる	
2-①	構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。	
2-②	必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。	

2-③	構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。特に事故発生時に迅速に救難対応できるよう、関係機関や構成員との連絡体制の確保や訓練を行う。	
-----	--	--

〇〇年度四半期別 漁業用燃油補填対象数量報告書

令和 年 月 日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

(契約者)
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油の購入実績	
<input type="checkbox"/> 第1四半期 (4月～ 6月) <input type="checkbox"/> 第2四半期 (7月～ 9月) <input type="checkbox"/> 第3四半期 (10月～ 12月) <input type="checkbox"/> 第4四半期 (1月～ 3月)	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル
契約者の燃油補填積立金からの任意取崩しによる追加交付を希望する	<input type="checkbox"/>
国が実施する他の補助事業等において漁業用燃油の助成を受けた場合等、補填金を希望しない購入実績がある(2枚目にその実績を記載する)	<input type="checkbox"/>

- * 四半期に「レ印」を入れ、油種別に記載して下さい。また、当該四半期において、契約者の燃油補填積立金からの任意取り崩しによる追加交付を希望する場合には、□に「レ印」を入れて下さい。
- * 国が実施する他の補助事業等において漁業用燃油の助成を受けた場合等、補填金を希望しない購入実績がある場合は、□に「レ印」を入れ、下記に補填対象外購入実績を記載してください。

補填対象外購入実績 (国が実施する他の補助事業で漁業用燃油の助成を受けた購入実績等)	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル

* この購入実績は、積立申込時に設定した購入予定数量からは控除されず、漁業用燃油購入予定数量削減目標における年間購入実績には加算されます。

【補填対象数量の報告における留意事項】

- ・ 補填対象数量の報告をしなかった場合又は虚偽の報告をした場合は、積立契約は解約されます

このうち、国外での燃油購入実績がある場合は下表に記載してください。

国外での燃油購入実績	
A重油	リットル
軽油	リットル
ガソリン	リットル
〇〇〇〇	リットル
合計	リットル

燃油補填積立金の追加納入に係る単位数量当たりの燃油補填積立金の
積増し額等の設定申込書

令和 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中

参加事業団体名

事務契約団体名

契約者住所

契約者氏名

契約管理番号

貴団体と締結している積立契約について、燃油補填積立金の積増しを下記のとおり申し込みます。

記

1. 積増し単価の選択 (次のいずれかに○印を付してください。)

○ 漁業用燃油価格安定対策事業 ① 円 ② 円 ③ 円 ④ 円

2. 燃油補填積立金の積増し額の納入方法等

(積増しの金額)

選択された積増し単価 (円) / 1000 × 数量設定申込書の数量 (羽) = 円

* 積増しの金額は、計算結果を切り捨てにより100円単位としたものです。

(納入方法) 次のいずれかに○印を付してください。

① 一括納入

② ○月と○月の○分割 (○月末 円、○月末 円)

* ②の○には、本法人から提示された分割回数を選択肢から選んで記入してください。

* 分割納入の納入額は、100円単位の均等分割です。なお、分割した際に生じた100円未満の端数は、最初の分割納入の納入額にまとめられます。

(例：積立額1,700円 ÷ 2分割 = 850円 ⇒ 12月末900円 3月末800円)

漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書

令和 年 月 日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

申込者住所
申込者氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油価格差補填金及び漁業用燃油価格急騰対策補填金積立契約に当たり、下記のとおり削減目標の設定に関する事項を届け出する。

記

1. 設定期間 令和 年4月から開始する事業期間（毎年4月～3月）から10事業期間

2. 基準年購入数量

(1) 算定方式の選択（次のいずれかに○印を付してください。なお、以下のいずれでも算定できない場合は、エを選択し、その理由を付してください。）

ア 直前7年間の購入実績数量のうち、最大の年と最小の年を除いた5年分の平均

イ 直前5年間の購入実績数量のうち、最大の年と最小の年を除いた3年分の平均

ウ 直前5年間の購入実績数量の平均

エ 直前3年間の購入実績数量の平均

(上記のいずれでも算定できない理由：)

(2) 算定根拠

事業年度	年	年	年	年	年	年	年
数値							

(グループ加入の構成員数： 名)

(3) 算定結果

0

※1 新規参入者および新型コロナウイルス感染症の影響等により購入実績がない年度がある等により、(1)のいずれの算定方式でも基準年購入数量を算定できない者については、(1)の算定方式は「エ」を選択し、事業計画に基づく購入予定数量や近隣の同漁業種を営む漁業者の購入実績数量、事業計画に基づく購入予定数量のいずれかを直前3年間の購入実績として基準年購入数量を算定のうえ、設定した根拠が確認できる書類及び購入実績数量を算定できないことを所属する団体の長が証明する書類等を添付してください。

2 算定に当たっては、10未満の端数は切り上げて記入してください。なお、グループ加入の場合にあつては、グループ全員の合計数量にて算定してください。

3. 削減目標

(1) 削減率の選択：5%(50k1以下は4%)・3%(50k1以下は2%)・現状以下

選択した削減率によって補填金の助成待遇が以下のように変わります。

設定する削減率	補填時の待遇
5%削減 (50kl 以下は 4%削減)	価格差補填時に漁業者と国の負担割合が 1 : 3 の適用まで受けられる
3%削減 (50kl 以下は 2%削減)	価格差補填時に漁業者と国の負担割合が 1 : 2 の適用まで受けられる
現状以下	価格差補填時に漁業者と国の負担割合が 1 : 1 の適用まで受けられる 急騰対策補填が受けられない

(2) 削減計画

	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
事業年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
削減目標										
削減率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

※ 1 削減目標は、2. の (3) 算定結果の数量から、当該数量に各年度の削減率を乗じて得た数量（10未満の端数は切り上げ）を減じた数量を記入してください。

2 削減率は、2. の (3) 算定結果の数量が 50,0000（グループ加入の場合にあっては、2. の (3) 算定結果の数量を参加人数で除して得たグループの平均数量が 50,0000。以下同じ。）以下の場合、第 10 年度に 4%以上の削減となるように毎年 0.4%以上ずつ（第 10 年度に 2%以上の削減を設定したものにあつては毎年 0.2%以上ずつ）を、2. の (3) 算定結果の数量が 50,0000を超える場合は、第 10 年度に 5%以上の削減となるように、毎年 0.5%以上ずつ（第 10 年度に 3%以上の削減を設定したものにあつては毎年 0.3%以上ずつ）を、均等に積み上げて記入してください。

現状以下を設定したものについては算定結果の数量を削減目標に第 10 年度まで記載してください。

4. 誓約事項

- (1) 漁業用燃油購入予定数量等設定申込書における対象数量は、この届出書の削減目標に従い、該当する事業年度の削減目標の範囲内で記入すること。なお、削減目標を上回る対象数量とした場合には、当該事業年度の補填については削減目標の数量を限度とされることを承認すること。
- (2) 各事業年度における年間購入実績数量が、削減目標のうち当該事業年度の目標数量を 10%以上超えた場合には、当該事業年度の翌事業年度の第 2 四半期から翌々事業年度の第 1 四半期までの各四半期の補填金の交付額は、各四半期の補填金の額に 90%を乗じた額を限度とされることを承認すること。
- (3) 設定した事業期間内に積立契約を解約して再加入した場合でも、この届出書に基づく当該年度の削減目標が適用されることを承認すること。

漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する変更届出書

令和 年 月 日

一般社団法人
漁業経営安定化推進協会 御中

契約管理番号
申込者住所
申込者氏名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

漁業用燃油購入予定数量削減目標の設定に関する届出書について、内容の変更を行うので下記のとおり届け出する。なお、下記以外については従前の届出のとおりです。

記

1. 変更事由 (次のいずれかに○印を付し、その内容を記載してください。)

- ア 漁場の拡大又は縮小並びに変更
[]
- イ 漁業種類の追加又は削減並びに変更
[]
- ウ 使用漁船や装備の追加又は削減並びに変更 (グループ人数の増減に伴う場合を含む。)
[]
- エ 事業承継・合併等
[]

2. 基準年購入数量 (変更後)

○○○○○○〇〇 (変更後の基準年購入数量を設定した根拠が確認できる事業計画書等を添付)

- ※ 算定に当たっては、10未満の端数は切り上げて記入してください。なお、グループ加入の場合にあっては、グループ全員の合計数量にて算定してください。

3. 削減目標 (変更後)

	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
事業年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
削減目標										
削減率	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

- ※ 変更後の削減目標は、変更後の事業計画に基づく購入予定数量を基準年購入数量として、新たに削減目標を作成してください。また、変更後に続く年度の削減率は、年度ごとに変更前の削減目標の削減率を適用するものとします。なお、削減目標変更届出書を提出した事業年度の目標数量は、変更前の目標数量を適用するものとし、当該事業年度の目標数量を変更することはできません。

4. 誓約事項

誓約事項については、引き続き遵守することを承認すること。

漁業経営セーフティーネット構築事業省エネ計画

令和 年 月 日

一般社団法人 漁業経営安定化推進協会 御中
 事業参加団体 御中
 事業参加団体 御中

契約管理番号
 申込者住所
 申込者氏名
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)
 (主な漁業種類:)

私は、「漁業経営セーフティーネット構築事業の運用について」について（平成 22 年 3 月 30 日付け 21 水漁第 3038 号水産庁長官通知）の第 1 の 9 の（2）に基づき、以下の省エネ計画を策定し、取り組みます。

※ 別表 1 「省エネのための取組事例と取組内容の記載例」に記載した省エネ取組項目のうち、2 つ以上を選択し、以下にその番号と取組内容を記述してください。記述に際しては別紙、記載例を参考に取組前から取組後どうなるか、内容を（ ）内に記述して漁連・漁協（加入団体）経由で当協会宛てに提出してください。

1. 省エネ取組項目番号：項目名（ ）
 取組内容（ ） 開始時期（ ）
 2. 省エネ取組項目番号：項目名（ ）
 取組内容（ ） 開始時期（ ）
- （以下、必要に応じて記入してください。）
3. 省エネ取組項目番号：項目名（ ）
 取組内容（ ） 開始時期（ ）
 4. 省エネ取組項目番号：項目名（ ）
 取組内容（ ） 開始時期（ ）

別表1 省エネのための取組事例と取組内容の記載例

分類	番号	取組項目	取組内容の記載例 ※以下の内容は例ですので、操業する漁業種類に応じて省エネ計画書にご記入下さい。
航行・操業方法の工夫	1	減速航行	<ul style="list-style-type: none"> ・航行速度を1ノット以上減速する ・エンジンの回転数を2,000から1,800へ下げる ・出漁時間を〇分早めて、漁場まで減速航行する”
	2	出漁日数の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・定期休漁日を週休1日から2日へ増やす ・出漁日数を22日/月から20日/月へ減らす ・出漁日数を2日/月減らす
	3	航行距離の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠港をA港から漁場近くのB漁港へ移すことで航走距離を約〇割削減 ・漁場をA沖から近場のB沖へ変更することで、航走距離を約〇割削減
	4	操業時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・曳網時間を7時間から6.5時間へ短縮する ・曳網回数を10回から9回へ減らす
	5	集魚灯の点灯時間短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・集魚灯の点灯時間を5時間から4時間に短縮する
経営形態の効率化	6	船団規模の縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・船団構成を8隻から6隻へ減らす
	7	協業化	<ul style="list-style-type: none"> ・他の5経営体と魚群探査を共同化する ・他の2営体と運搬船を共同運航し、3経営体で5隻から3隻体制とする ・他の2経営体とノリ乾燥機を共同運用する ・他の4経営体とノリ刈り取り船を共同運用する
船体の手入等	8	船体の清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・船底、プロペラ、舵の清掃を1回/年から2回/年へ増やす
	9	積載物の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・満タン給油をやめ、燃料タンク半分までの給油とする ・使用しない漁具等（約〇kg）を降ろす
既存漁具等の調整	10	冷却機の運転効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・活餌の飼育水温を15℃から20℃へ引上げる（遠洋かつお船） ・インバーター導入による冷凍機器等の効率化
	11	集魚灯の光力低減	<ul style="list-style-type: none"> ・集魚灯を一部撤去し、光力を180kwから160kwへ減らす
省エネ漁具の導入等	12	漁船の船形改良	<ul style="list-style-type: none"> ・使用漁船を〇tから〇tへ小型化する ・省エネ効果のある船形へ改良（注：省エネ効果が検証可能な資料も準備が必要です）
	13	LED集魚灯の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・メタルハライド集魚灯の〇割をLED集魚灯に入替える
	14	機関換装	<ul style="list-style-type: none"> ・主機関を省エネ型エンジンである△△へ換装する （注：省エネ型とは漁船用環境高度二次対応機関型式認定基準、あるいは、同等の基準を有する機関） ・80馬力のエンジンを60馬力のものへ換装する
	15	エネルギー効率の高い乾燥機・ボイラー等の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型ノリ乾燥機の導入 ・省エネ型ボイラーの導入
	16	改良漁具の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・曳網漁業の漁網の素材を変更や目合いの拡大等による低抵抗化
	17	漁具の規模縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・漁具の規模（網丈、長さ、個数）を〇から〇へ縮小する
陸上養殖の加温の効率化	18	ボイラーの運転抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育水温を28℃から26℃へ引き下げる
	19	施設内水槽等の保温	<ul style="list-style-type: none"> ・水槽・配管を気泡緩衝材で被覆する ・水槽に気泡緩衝材の蓋をする
	20	熱交換器の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・熱交換装置を導入し、飼育排水から廃熱を回収する
	21	養殖手法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・閉鎖循環システムを導入する
	22	その他	

別表 1 (燃油補填積立金に係る積立単価、分割回数及び納入期限の選択肢)

1 積立単価

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
8,500円	7,500円	6,000円	5,000円	3,000円	2,000円	1,000円

2 分割回数及び納入期限

①	一括納入	事業年度の6月末日
②	二分割納入の1	事業年度の6月末日及び9月末日
③	二分割納入の2	事業年度の6月末日及び12月末日
④	二分割納入の3	事業年度の6月末日及び3月末日
⑤	三分割納入の1	事業年度の6月末日、9月末日及び12月末日
⑥	三分割納入の2	事業年度の6月末日、9月末日及び3月末日
⑦	三分割納入の3	事業年度の6月末日、12月末日及び3月末日
⑧	四分割納入	事業年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日

別 紙

算式 I

(平成27年5月まで)

$$P_m = \frac{(P_d + P_o) E}{2 \times 0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

P_o : 「オマーン原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月のTTM（電信仲値相場）平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

P_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成27年6月から27年12月まで)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月のTTM（電信仲値相場）平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の平均原油価格

P_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

(平成28年1月以降)

$$P_m = \frac{P_d \times E}{0.159}$$

$$P_q = \frac{1}{3} \sum_{i=1}^3 P_{mi}$$

P_m : 月平均原油価格

P_d : 「ドバイ原油価格」の月平均価格

E : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油急騰対策補填金交付対象四半期の各月のTTM（電信仲値相場）平均値

P_q : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の平均原油価格

P_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の各月の平均原油価格

算式 II

(平成27年12月まで)

$$P_t = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right)$$

P_t : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

p_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$: p_m のうち i 番目に大きい値

$\min(p_{mi})$: p_m のうち i 番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格（平成27年6月以降はドバイ原油価格）については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格はドバイ、オマーン原油価格（平成27年6月以降はドバイ原油価格）を除いて、円/k lとする。

(平成28年1月以降)

$$P_t = \frac{1}{60} \left(\sum_{i=1}^{84} p_{mi} - \left(\sum_{i=1}^{12} \max(p_{mi}) + \sum_{i=1}^{12} \min(p_{mi}) \right) \right)$$

P_t : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の原油価格のうち、高値1年間分と安値1年間分を除いた5年間分の平均原油価格

p_{mi} : 漁業用燃油価格差補填金又は漁業用燃油価格急騰対策補填金交付対象四半期の直前7年間の各月の平均原油価格

$\max(p_{mi})$: p_m のうち*i*番目に大きい値

$\min(p_{mi})$: p_m のうち*i*番目に小さい値

(注1) ドバイ原油価格及びオマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)については、信頼性の高い世界的な指標を使用するものとする。

(注2) 原油価格は、ドバイ、オマーン原油価格(平成27年6月以降はドバイ原油価格)を除いて、円/k1とする。

算式 III

$$P_c = (P_q - P_t)$$

P_c : 単位数量当たり漁業用燃油価格差補填金額